

# 曼殊院藏『胎』印信断簡について

白 土 わ か

曼殊院経藏中の一つの函の底に、縦三十センチ・横四十五センチほどの一枚の断簡紙片が残されていたが、その記載は初めの十三行にのみとどまり、奥の部分を欠落しているものであった。しかしこの断簡は、耳目をひくものであり、種々の問題を提示するものと思われるので、この紙面をかりてその紹介を試みたい。この断簡には「胎」という外題があるが、これは本文の書体とは別筆である。又、本文中の「勝光智」という記載は、外題とも本文とも異なる筆跡である。以下、本文の残存部分を掲げる。

日本國近江州比叡山延曆寺大毗盧遮那蓮花

胎藏悲生曼荼羅王所

引 取 出 せ

右金剛弟子太上法皇勝光<sup>(異筆)</sup>智就慈嚴稟學

胎藏蘇悉地等大瑜伽已畢伏尋源流大毗

盧遮那佛以此等祕藏付囑金剛手菩薩金

剛手菩薩傳付中印度那爛陀寺達磨掬多

阿闍梨掬多阿闍梨付中天竺國輸婆迦羅

三藏三藏唐開元七年持大毗盧遮那經等

梵夾從中天竺來至唐國特蒙 詔勅翻此

密藏即以傳付南天竺國三藏金剛智及大

興唐寺沙門一行新羅國沙門玄超金剛智

三藏付大興善寺三藏不空智玄超阿闍梨

記載はここまでしか残っていないが、この文書は勝光智太上法皇が慈嚴から受けられた印信であることが知られる。

そして、その外題は「胎」となっているものの、胎藏界法ならびに蘇悉地法等の大瑜伽を慈嚴より受けられたものであることも知られる。本文は更に大毗盧遮佛以来の相承次第を記し、新羅の玄超阿闍梨まで至って以下は欠落している。又、はじめの悉曇の五文字は五輪を示す種字であって、順に発心・修行・菩提・涅槃・方便をあらわしている。<sup>①</sup>

慈嚴よりこの印信を受けられた勝光智とは、南北朝時代北朝の第一代光嚴天皇が出家された後の法名である。これは『太平記』卷三十九等の記録によって知られるが、これらの点については本稿の後の部分で述べることにする。又、光嚴院の密教の師となった慈嚴は、台密の阿闍梨であり天台座主でもあったが、慈嚴については台密や戒律の上から注目しておく必要があるようである。

慈嚴(二二八五—一三五九)<sup>②</sup>は、『三国明匠略記』の中にも名を列ねている台密の阿闍梨であるが、慈嚴についての記録は处处にみられる。その顕著な例をあげるならば、まず『太平記』卷十二「安鎮国家法事付諸大将恩賞事」の条に、元弘三年春ノ比(中略)此等ノ凶徒、加ニ法威於武力ニ不ニ退治ノ者、早速ニ可レ難ニ靜謐トテ、俄ニ紫宸殿ノ皇居ニ構壇、竹内慈嚴僧正ヲ被レ召テ、天下安鎮ノ法ヲ被レ行ケル(後略)<sup>④</sup>

とある中の、竹内慈嚴僧正とはこの慈嚴のことである。『太平記』のこの記事は、隠岐より京都に還幸された後醍醐帝の朝廷が、内裏を造営ののち、慈嚴を召されて「安鎮国家法」を修せしめたことに関するものであるが、これは『天台座主記』によると、建武元年(元弘三年の翌年)八月のこととして、

八月五日仍勅竹内慈嚴僧正爲大阿闍梨、於新造内裏被行本式大安鎮法、仰武士令四門警固(下略)<sup>⑤</sup>と記載されているのに該当する。ここにいう「本武大安鎮法」は、『太平記』の「安鎮国家法」と同じものをさしている。「安鎮法」とはもともと鎮宅法であって、禁裏その他の場所に於て行なわれたものであったが、それがより国家的なものとなって、国界の安穩を祈願する意味で修せられたのが「安鎮国家法」(又は安鎮家国法)<sup>⑥</sup>である。

慈嚴については更に『天台座主記』の暦応二年(一一三三)の項に、

曆應二年卯四月十一日仍勅慈嚴大僧正「曼殊院」於禁裏被修一字金輪法結日爲賞<sup>⑦</sup>

とあるが、これは北朝の光明天皇の勅により「一字金輪法」を修したものである。「一字金輪法」とは、一字金輪を本尊として、天変のさいに行なわれる修法である。<sup>⑧</sup>

又、同じく『座主記』貞和四年(一一三八)の項には、

四月六日於仙洞被修合行曼茶羅供仍院宣以竹内慈嚴僧正爲大阿闍梨(伴僧)<sup>⑨</sup>

と記されているが、この場合の院宣は、光厳上皇の院宣をさすから、光厳上皇の仙洞に於て「合行曼荼羅供」が、慈嚴によって修せられたことを示している。光嚴院と慈嚴との直接の関係がみとめられる記事である。「合行曼荼羅供」とは『阿婆縛抄』によれば、金剛界・胎藏界の大悲毗盧遮那佛と諸佛とを合わせて供養する修法である。

その他、台密記録中に慈嚴の名を止めるものを、曼殊院聖教中に、又は、『昭和現存天台書籍目録』中に求めてみると、『以心灌頂印信』（曼殊院）・『護摩私記』（同）・『阿弥陀』（同）・『三衣法印信』（同）・『胎藏密印三昧』（同）・『大師秘記』（同）・『両部密印』（吉水蔵）・『三昧流印信』（同）・『勸学曼荼羅供見聞抄』（同）・『根本中堂夜叉供式並法則』（無動寺）等がある。

慈嚴については、戒律の面に於ても注目すべきものがみられるが、まず『門葉記』の記事に目を向けたい。『門葉記』巻一一五によると、「大乘布薩法」について、

近者□殿座主元應嘉曆於本房一行之<sup>①</sup>

と記されているが、□殿座主とあるのは、慈嚴座主と見るのが妥当と思われる。そして「本房に於て之を行なう」というのは、慈嚴の本房、すなわち曼殊院に於て行なったというのであろう。曼殊院には、慈鎮筆『布薩次第』が残っているが、慈嚴はそれを依用したものと考えられる。

なお『門葉記』のこの記事は、光嚴法皇の百箇日の御忌に行なわれた「大乘布薩法」に関するものであるが、この点についてはあとで触れることにした。

又、『門葉記』巻一〇八に載せている『受戒次第』<sup>②</sup>は、その奥書によって、慈嚴が天台座主拜命後、元徳二年（一一三三）四月に授戒を行なうに当って勘定し記録したものであることが知られる。

慈嚴の戒律関係では以上の他に、『戒壇院受戒式手文』（真如蔵）・『宣光門院御落飾記』（無動寺）・『天台円教菩薩戒相承血脉譜』（曼殊院）等が、慈嚴筆のものとして残されているが、永久年中書写曼殊院本『出家作法』もまた、慈嚴

と何らかの関係で曼殊院に所蔵されていたのではないかと推察されるのである。慈嚴筆『宣光門院御落飾記』はその意味で注意をばらう要があろう。

慈嚴はまた花園院の帰依するところであつたが、『花園天皇宸記』の記事がそれを伝えている。この点については、つとに辻善之助博士が指摘されているが、とくに出家以前の花園院が真言不審の事や悉曇印信のことを慈嚴に問い、円頓戒や十八道、また胎藏界念誦法を慈嚴より受けているのが注目される。そして十八道を受けるに當つて、

此僧正細々參仕、齡雖未闌、頗爲法器歟、仍所令傳受也<sup>⑭</sup>

と記されてゐるのは、慈嚴が優れた法器であつたことを証明するものである。又、「齡未だ闌けずと雖も」とあるが、慈嚴はこの時(元亨三年・一三三三年)三十八才であつた。

又同じく『宸記』の正中二年(一三三五)八月廿一日の条に、

入夜慈嚴僧正參、法談良久、是顯密之差別也、菩提心爲因、大悲爲根、方便爲究竟也、仍超絶顯教之修行之由談之、又當世眞言行人不知眞理、即身成佛之旨未嘗宅心、然而凡愚雖不見諸天、駟仕如奴婢之事、大家之由有本文、愚癡之僧猶行法可有驗之由、大旨談之<sup>⑮</sup>

とあるのは、慈嚴の密教觀を伝える記事として頗る注目に値する。すなわち、顯密二教の差別を論ずれば、密教は顯教に超絶する。その理由は、密教は菩提心を因となし、佛の大悲を根となすところに由来するが、方便をすべて究竟と認めるものであるからという。この方便をすべて究竟とするというのは、密教における諸尊及び修法をもふくめてこれらをすべて究竟とするという、個々の事相に於て究竟を認めるものであつて、その差別相をすべて普遍とみとめる大ききの故に、密教は顯教に超絶するというのである。

密教の浸潤は『花園天皇宸記』にも色濃くみられるが、その時代性としての密教の位置と意味を改めて考えてみる必要があるようである。

光嚴院は早くより禅に近く、虎関師鍊や南禅寺の竺仙梵遷に禅を聞き、とくに夢窓に帰依されたとは、辻善之助博士の指摘される所であるが、曼殊院経藏中に残されていたこの『胎』印信断簡について考察するのに当って、光嚴院の出家生活を中心に改めて考えてみたい。

光嚴院は観応三年（一二五二）に賀名生で出家されている。『太平記』にはその間のことを、卷三十三「三上皇自野御出事」の条に、

本院ハ去觀應三年八月八日、河内ノ行宮ニシテ御出家アリ。御年四十一、法名ハ勝光智トゾ申ケル。<sup>17)</sup>

と記しているが、本院とは光嚴院のことである。『皇年代私記』には

光嚴院八月八日於大和行宮御落鰭、四十一、法諱、勝光智（中略）御戒師西大寺元耀上人。<sup>18)</sup>

とあり、『園太曆十九』・『本朝皇胤紹運録』にも同じ記録がある。<sup>19)</sup>

そして、延文元年（一三五〇）には由良の覚明より禅衣を受け、この時より、諱「勝光智」の「勝」の字を止められたことになっている。すなわち『本朝皇胤紹運録』によると、

光嚴延文元、於河州離宮、由良覺明和尚奉令著禪衣、此時御諱上勝字被止之。<sup>20)</sup>

とあって、禅に傾斜した光嚴院のことが知られるのである。そして、法名はその時以来、「勝」の字を止めて「光智」とされたことになっている。

光嚴院はまた、都に還られてから、行脚斗敷の旅に出て求道遍歴を続けられたことが、『太平記』卷三十九「光嚴院禅定法皇行脚事」に記されているが、こうした間において、曼殊院に蔵されていた、「勝光智」と記載のある『胎』印信は、光嚴院の信仰にどのような意味とかかわりをもつものなのであろうか。

印信とは法門授受の証として、阿闍梨から弟子に付属する密教の文書であるが、光嚴院は慈嚴を師として、前に述べたように胎藏界法及び蘇悉地の大法を受けたわけである。その時期については「勝光智」という法名が記されているところから觀応三年の出家後と見るべく、又、『本朝皇胤紹運録』のいうごとく、延文元年に覚明より禪衣を受けたのを機に、「勝」の字を止められたとするなら、それ以前のこととなるようである。すなわち、觀応三年（一三五二）八月八日以後、延文元年（一三五六）十一月初めまでの約四ヶ年の間のことになる。

しかし、この間、光嚴院は南朝方にとらわれの身として大和や河内の金剛寺にあったのであるから、どこで慈嚴より印信を受けられたのかという問題が残る。ただし、延文二年二月に河内より都へ還られるその前年に、由良の覚明を召されて禪衣を受けられているのであるから、慈嚴もまたその様にして印信を伝授申しあげたと考えられないでもない。しかし覚明は以前にも、後醍醐帝の為に伯耆に向向しているということもあって、河内に趣いたことは充分ありうることであるが、慈嚴の場合も同様に考えていいものであろうか。あるいは光嚴院が都へ還られてのちに慈嚴より受けられたのであろうか。そうすると、当然、『本朝皇胤紹運録』の記事と抵触してくるが、あくまで『紹運録』の記事を尊重すべきものか否かの疑問が残る。

以上、慈嚴より印信を受けられた時期を問題にしたのは、その信仰に於て、光嚴院のように禪に傾斜したとされる場合にも、密教は常にそれと併存していたのか否かを考えるよすがとしてである。

晩年の光嚴院が禪に傾いていたことを示す記録としては、まず『太平記』卷三十九「法皇御葬礼事」にみられる。すなわち、

此時ノ新院光明院殿モ、山門貫主梶井宮モ、共ニ皆禪僧ニ成セ給テ、伏見殿ニ御座有ケレバ、急ギ彼御遷化ノ山陰へ御下り有テ……<sup>②</sup>

とある中の、「皆禪僧ニ成セ給テ」というのは、送葬の人々が禪僧としての威儀に改められたということであろう。

それは光嚴院が禅僧としての態度を重ぜられていたことによると考えてよいと思われる。

又、『迎陽記』によれば、

貞治三年七月七日巳晝間天陰晚頭雨降依召參殿中今夜丑刻法皇丹波國山國庄内常照寺故景繁建立寺元号成就寺云々令晏駕給、

上下驚嘆筆墨難述、近年更抛擲浮依之事偏歸依單傳之宗給、朝夕御勤行古今無斯比類、因彼此窮屈去月

上旬御不豫之氣疫疫云々十月比聊御減、次第御本復之間珍重之處、又自同廿六日御再發、王饌令違給、遂答

平生御安心一忽入無余大涅槃御聖算五十二云々

と記されていて、貞治三年（一一三六四）七月七日、丹波国山国庄の常照寺で薨去された光嚴法皇は、近年更に俗事を離れて、ひとえに単伝の法に帰依され、朝夕の勤行は比類のないものであったと述べ、信仰者としての光嚴法皇の面目を伝えている。

光嚴法皇の御遺誠については、辻善之助博士が紹介されているが、それは求道者らしい風格にみちたものである。その中に、

中陰佛事不レ必下卜一場結一衆也、専修大圓覺之場是修予追福之場也、堅持佛禁戒之人是修予追福之人也、（中略）以故自中陰及大小祥等諸忌辰、除靈供諷經等之外、不レ由更經營齋會、倘於老僧存二分追報報恩之人、但在宴寂蕭疎之中（後略）

と記されているが、光嚴院が没後の追福法会をさかんに派手に行なうことを戒しめ、大円覺を修する場が追福を修する場であること、かつ佛の禁戒を堅く持する人が予の追福を修する人であると、その趣旨を明示している。

又、辻博士はこの御遺誠について、東山御文庫の記録ではこれを光明院の御遺誠とし、文書の上包に「光明院尊儀御遺誠」と認めてあるが、その内容より勘案するとき、光嚴院の御遺誠と考えるのがふさわしいと記しておられるが、これらのことを『門葉記』に徴して考えてみたい。

『門葉記』卷一一五（法会一）には

貞治三年十月十八日、於<sub>二</sub>十樂院受<sub>（用）</sub>彌陀院<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>行<sub>二</sub>大乘布薩<sub>一</sub>、見參<sub>二</sub>二十一人也、此行事和尚御入之後、於<sub>二</sub>門跡<sub>一</sub>斷絕<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>□□了、仍雖<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>再興之沙汰<sub>一</sub>、緣謝<sub>二</sub>□□之法則<sub>一</sub>、夫迎<sub>二</sub>機□即生之佳節<sub>一</sub>、而去七月七日法皇崩御、五旬御追孝被<sub>レ</sub>行<sub>レ</sub>之、彼遺詔云、持<sub>二</sub>佛禁戒<sub>一</sub>之人者、修<sub>二</sub>予追福<sub>一</sub>之人也云々、仍迎<sub>二</sub>百箇日御忌<sub>一</sub>終而被<sub>レ</sub>遂<sub>レ</sub>行<sub>了</sub>（後略）

とあるが、ここに記されていることは、前に掲げた辻博士が光嚴院の御遺誠であろうとする内容と符合する。すなわち、貞治三年十月十八日に、十樂院の受用弥陀院に於て行なわれた「大乘布薩法」は、去る七月七日に崩御された法皇（光嚴）の追福の為であったことを記している。而してかの御遺詔には「持佛禁戒之人者、修予追福之人也云々」とあるところから、法皇追福のために「大乘布薩法」を行なったというのである。この記事は、辻博士が光嚴院の御遺誠であろうとして提示された文章の中に「堅持佛禁戒之人、是修予追福之人也」とあるのと符合するものである。又、光嚴院崩御の時を、『迎陽記』その他に、貞治三年七月七日と記しているのに一致するのであって、『門葉記』のこの記事が光嚴法皇追福の法会に関するものであることは確かである。

なお『門葉記』の記述によれば、「大乘布薩会」は、慈鎮和尚の滅後は絶えていたが、光嚴院追福の法会を機に執行了たことが知られる。そして近年では、曼殊院の慈嚴が本房に於て行なったとあるが、このことは前に述べた通りである。

#### 四

光嚴院が慈嚴より受けられた曼殊院蔵『胎』印信は、われわれに何を示しているのであろうか。第一に、光嚴院の信仰そのものは禪に傾倒していたものであったが、密教とのかかわりを考えねばならないものであったということである。

ある。それは禪と併行して密教をも保っていたものなのか、密教を脱却して禪に傾いたものであったのか、速断は許されないが、考察を加えてゆくならば、まず『本朝皇胤詔運録』にいうように、覚明より禪衣を受けられた後は、法名「勝光智」の「勝」の字を止められたとするならば、密教を脱して禪に傾いたと考えられないでもない。しかし、御遺詔の中に、追福について「除靈供諷経等之外、不由更経営齋会」と示されてあるが、その場合、霊供についてはこれを認めているのであって、これには密教の供が含まれていると見られるであろう。

密教について思いを致すべきことは、ひとり光嚴院の場合に限ったことではない。禪に傾倒された光嚴院の場合にすら、印信が残されているという事実は、その当時のみならず、平安時代連綿として日本佛教の中に根を下ろし続けた密教について、考を新たにすべき問題を提示しているようである。密教の文献は、まことに夥しく大事に保存されていたのである。この『胎』印信はその一例なのである。

註①

『阿婆縛抄』巻一九一（大正藏經圖像部九、六九八頁a）参照。

② 慈嚴の生没年代を一二八五—一三五九と算定することは、次の資料による。

(イ) 『滅惡趣護摩私記』（曼殊院）奥書「延慶二年五月廿一日於竹中御房北部屋書寫了自作本也外見頗無其註物也早破くくく」天台宗遮那門流慈嚴生年 十五歳」

(ロ) 『延文五年九月廿八日權僧正慈眼為二品僧正一回忌願文』

(ハ) 延慶二年（一三〇九）生年十五歳、(ロ)に延文五年（一二六〇）二品僧正（慈嚴）一回忌とあり、それより勘えて、一二八五—一三五九の在世と推定。

③ 『阿婆縛抄』巻二二七（大正藏經圖像部九、九四六頁a）参照。

④ 岩波、日本古典文学大系『太平記』一、四一一頁。

⑤ 渋谷慈鑑編、校訂増補『天台座主記』三三三九頁。なお同頭註に「續史愚抄廿作元弘三年、或作建武元年謬矣云々」とあり。

⑥ 『阿婆縛抄』巻一二一（安鎮法）（大正藏經圖像部九、三五九頁b）

「不動安鎮家国等法一卷金剛智三藏秘伝

- 軌云、安鎮家固令<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>衰患<sub>一</sub>、  
 又云、如是陳<sub>レ</sub>設八鎮<sub>二</sub>之後、其国永断<sub>一</sub>一切災禍、(中略)天龍歡喜愍<sub>レ</sub>念衆生、諸佛常護<sub>レ</sub>念<sub>一</sub>一切有情、爲<sub>レ</sub>加持、故俱修<sub>レ</sub>懺  
 悔、若行<sub>レ</sub>十善、国界自然安穩豊饒、(下略)」
- (7) 同『天台座主記』三四七頁。
- (8) 『阿婆縛抄』卷五六(一字金輪)(大正藏經圖像部九、八頁c—九頁a)  
 「多分天変日月蝕之時修之歟」  
 「帖決云、一字金輪法、末法之中必可<sub>レ</sub>修<sub>レ</sub>之也、凡真言之教法多爲<sub>レ</sub>末法<sub>レ</sub>設<sub>レ</sub>之給耳文」  
 「此法秘法也、所謂以<sub>レ</sub>時処成就法<sub>二</sub>爲<sub>レ</sub>秘法<sub>一</sub>云々」
- (9) 同『天台座主記』三三七頁。
- (10) 『阿婆縛抄』卷一八(大正藏經圖像部八、九六頁c—九七頁a) 参照。
- (11) 大正藏經圖像部一二、一四九頁b。
- (12) 同 一二五頁c—一二九頁a。
- (13) 辻善之助『日本佛教史』三(中世篇之二)、二二八頁—二三二頁。
- (14) 増補史料大成(花園天皇宸記二) 3、三四頁(元享三年七月十五日)の条。
- (15) 同 一三九頁—一四〇頁。
- (16) 辻『日本佛教史』四(中世篇之三)、一九四頁。
- (17) 岩波、日本古典文学大系『太平記』三、二四八頁。
- (18) 大日本史料六一一六、七一七頁—七一八頁参照。
- (19) 同 参照。
- (20) 新校群書類従三、四五四頁。大日本史料六一二〇、九〇八頁参照。
- (21) 同『太平記』三、四六四頁。
- (22) 大谷大学図書館蔵本(外大・七三一)による。(訓点は便宜上付した。)
- (23) 辻『日本佛教史』四、一九七頁—一九八頁。

